

特定非営利活動法人まこと
コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まこと(以下、「法人」という。)のコンプライアンスに関する取扱いについて必要な事項を定め、もって法人におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程に定めるコンプライアンスとは、法人の活動が法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範（以下「法令等」という。）について遵守していることをいう。

第2章 コンプライアンスへの取組み

(理事の責務)

第4条 理事長は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めるものとする。

(役員及び職員の義務)

第5条 全ての役職員は、この規程の目的を踏まえ、法令等を遵守し、自らの職務に努めるものとする。

2 全ての役職員は、自らの職務を務めるに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為。
- (2) 他の役職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。
- (3) 他の役職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認。
- (4) 他の役職員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為。

(6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為。

(7) 官民間わす汚職や賄賂など禁止。

(8) 法人内で知りえる顧客並びに当社の機密情報を第三者に漏洩する行為。

3 前項各号に掲げる行為を行った役職員については、就業規則等に基づく処分が課されるものとする。

(通報)

第6条 全ての役職員は、前条第2項の行為を行う、又は行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報するものとする。

2 前項の通報先、通報の方法は理事長もしくは管理者にその内容を通報する。また、通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

第3章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンス体制)

第7条 当法人におけるコンプライアンスの取組み（事項に掲げるものを除く。）については、第9条のコンプライアンス委員会が行うこととする。

2 当法人におけるコンプライアンスの取組みのうち、重要事項の決定については、理事会が行うこととする。

(理事会の決議)

第8条 前条第2項の規定に基づき理事会が決定することとされている重要事項は、以下に掲げるものとする。

(1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃。

(2) コンプライアンス体制に関する法人組織の設置、変更及び廃止。

(3) コンプライアンス委員会への監督及び指導。

(4) その他コンプライアンス委員会からの付議事項に関する決定。

(コンプライアンス委員会)

第9条 コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）は、理事長を委員長とし、事務局長、各事業所管理者を委員として構成する。

2 委員会は、1年1回に開催することとする。ただし、以下のいずれかの場合にあつては、委員長の決定により随時開催ができるものとする。

(1) 委員長が必要と認めた場合。

(2) 委員から委員会の開催の求めがあつた場合。

3 委員長は、前項の委員会の閉会后、速やかに当該議事の内容を理事会に報告するもの

とする。

(委員会の権限)

第10条 委員会は、第7条第1項の規定に基づき、以下の事項を行うものとする。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する理事会への付議。
- (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成。
- (3) 社内全体のコンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直し。
- (4) その他コンプライアンス推進に当たっての関連部門及び職員への指導及び助言。
- (5) その他委員会において必要とされる事項。

(懲戒等)

第11条 職員が第6条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は戒告とし、職員の場合は就業規則に従い戒告、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、コンプライアンス委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、令和2年10月1日より施行する。

2 委員会は委員長が必要と認める場合に合っては、その都度見直しを行うことができる。